

青葉美しが丘二丁目地区地区計画
補足説明

本資料は、青葉美しが丘二丁目地区地区計画の容積率の最高限度の考え方及び高さの最高限度の考え方についての補足説明するものです。

本資料の内容については、【[建築局住宅再生課 \(045-671-2954\)](tel:045-671-2954)】へお問い合わせください。

1 容積率の最高限度のイメージ

建物用途	A地区	B地区	(参考) 指定容積率
①事務所 [※] ※事務所の居室の床面積が、 事務所全体の床面積の 「1/4以上」のもの	250%	200%	現行 1中高 150% ▼ 変更後 2住 200%
②誘導用途 (①を除く)	200%	200%	
③上記以外(住宅等)	150%	150%	

事例①：事務所（居室 1/4 以上）＋住宅の場合

→事務所 100%＋住宅 150%まで建築可能（容積率 250%）

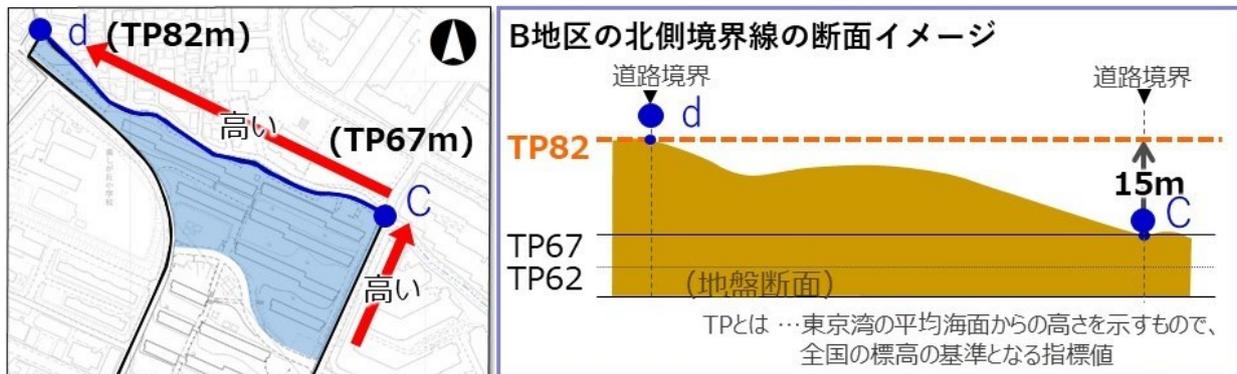
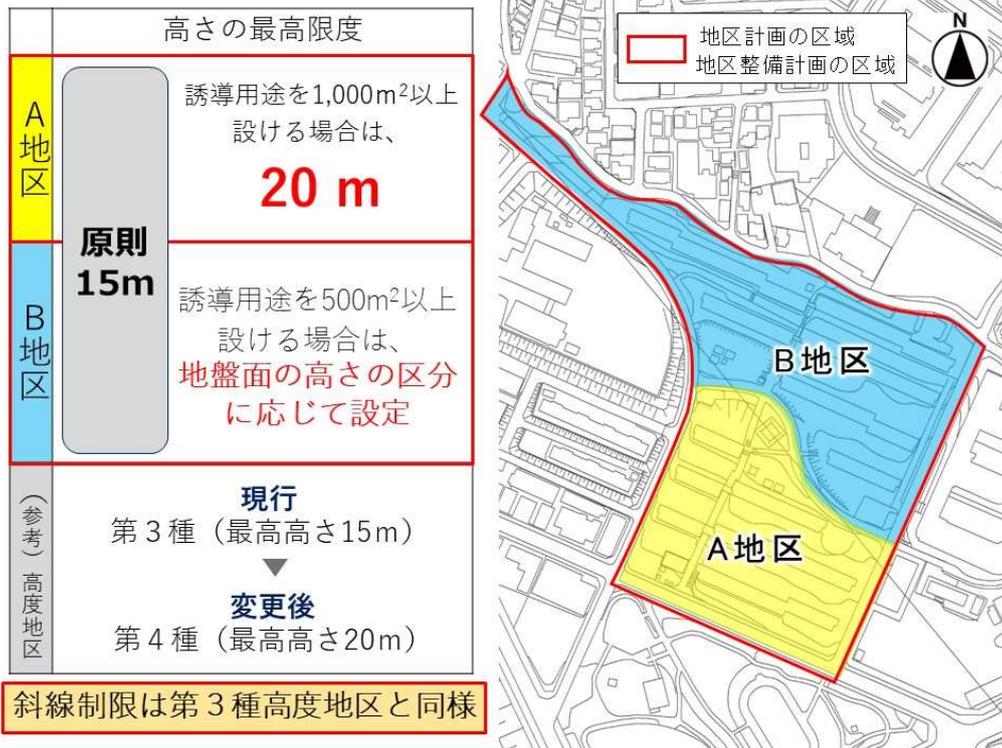
事例②：老人ホーム＋住宅の場合

→老人ホーム 50%＋住宅 150%まで建築可能（容積率 200%）

事例③：住宅のみの場合

→容積率 150%まで建築可能

2 高さの最高限度のイメージ



周辺地域への配慮として、北側の境界線上で最も低いC点の地盤面の高さ TP67 m に、原則として定める高さの最高限度 15 m を加えた TP82 m を高さの上限とします。

